

# 農業振興地域整備計画の見直しを行います

## 農地の転用を予定している方は申し出を



農地は、農家の皆さんの大切な財産であるとともに、食料生産や環境保全など、さまざまな役割を担っています

町は、総合的な農業振興のため「葛巻農業振興地域整備計画」を策定し、5年ごとに見直しを行っています。農地を農地以外の土地に変更するときに必要な「農振除外」の手続きは、原則として見直しの時期にしかできません。平成17年度は、計画の見直しの年にあたりますので、その手続きなどについてお知らせします。

### 10年先を見通した計画

町は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、昭和四十六年度に岩手県から農業振興地域に指定されています。

農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるために、町がおおむね十年間を見通して定めている計画です。

### 農用地区域の土地利用

計画の中で、将来にわたって優良農地として利用すべき土地を「農用地区域」に設定しています。

農用地区域では、農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。

このため、宅地など農地以外の土地に変更する場合は、農地法による転用許可申請の前に、農用地

区域からその農地を除外する手続き（農振除外）が必要です。

農振除外の申し出は、計画の見直しの時期に受け付けています。今回の見直し後は、原則として五年間、農振除外ができません。

### 農振除外の4つの要件

次の要件をすべて満たす場合に農振除外ができます。

①農用地区域以外に利用できる土地がないこと。また、必要最小限の計画面積であること。

②農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと。

③農用地区域の変更によって、土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと。

④土地基盤整備事業などを行った地区内では、事業完了から八年以上経過していること。